

CASBEE評価認証事業業務手数料規程		頁 No. 1 / 2
		BTRI-M303-03
平成20年 7月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

(趣旨)

第1条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めたCASBEE評価認証事業業務規程（以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、財団が実施する評価認証に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評価認証手数料)

第2条 財団は、業務規程第7条に基づいて評価認証の申請を引受けたときは、下表に掲げる額に消費税を加えた額の評価認証手数料の請求書を申請者に対して発行する。

申請建築物の延べ面積	用途	一申請あたりの金額（消費税別）
2,000㎡未満	—	事前相談の上、見積もりにて対応
2,000㎡以上 10,000㎡未満	単一用途	450,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に150,000円を加算した額
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	560,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に180,000円を加算した額
50,000㎡以上 100,000㎡未満	単一用途	670,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に210,000円を加算した額
100,000㎡以上	単一用途	780,000円
	複合用途	上記の金額に1用途増える毎に210,000円を加算した額

2 認証業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、前項に掲げる金額を減額して適用することができる。

(現地調査手数料)

第3条 財団は、規程第8条第1項の規定に基づいて選任評価員及び関係者が現地調査を行った場合、財団が当該現地調査に要した額の現地調査手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

(再交付手数料)

第4条 財団は、規程第16条に基づいて認証書等の再発行の申請を受けたときは、10,500円の再交付手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

(納入の方法)

第5条 申請者は、前3条に係る手数料を指定期日までに財団の指定する金融機関へ振込により納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができ

CASBE E 評価認証事業業務手数料規程		頁 No. 2 / 2
		BTRI-M303-03
平成20年 7月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

る。

2 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

(付則)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。